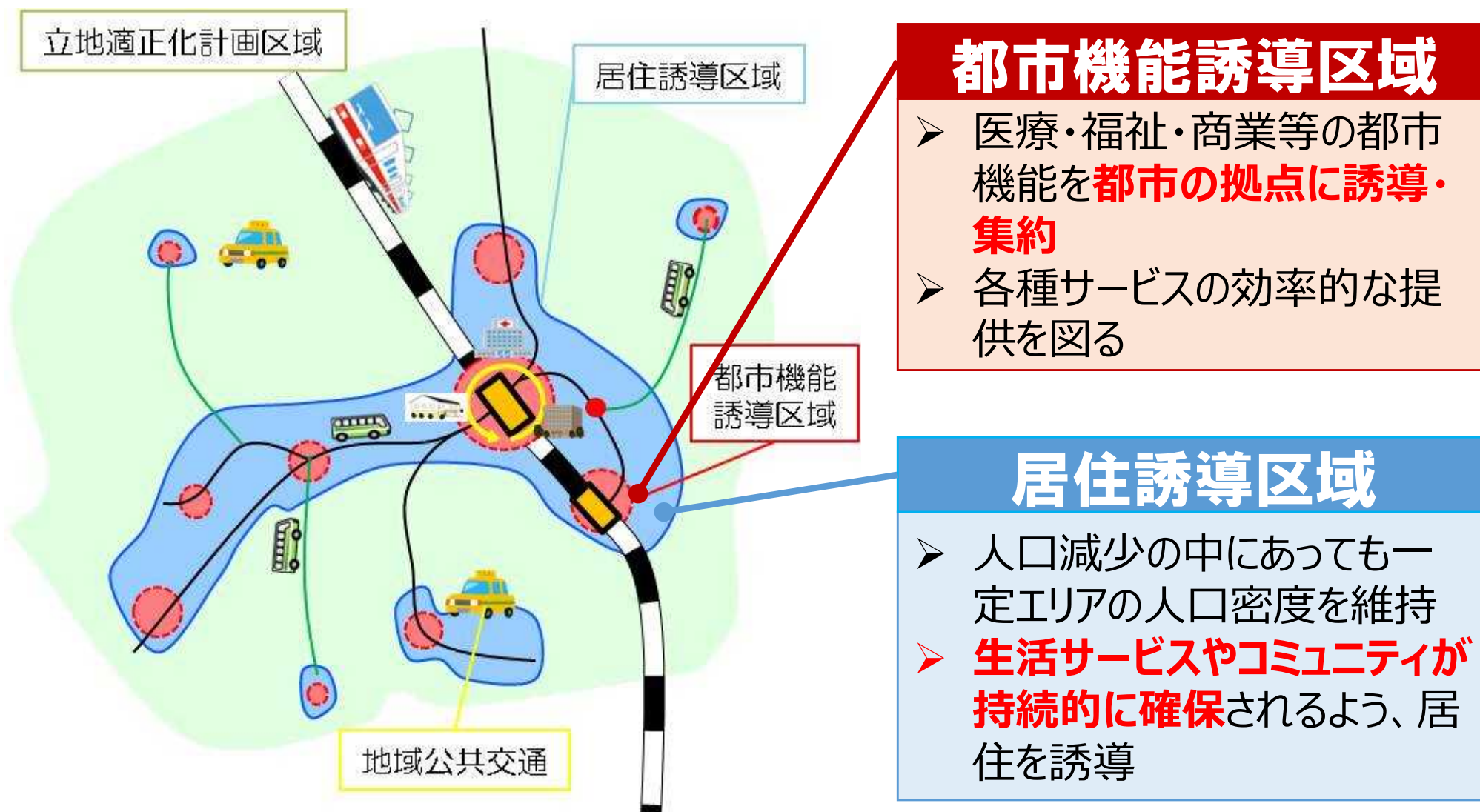


都市全体の構造を見直し、**都市機能の集約**と**公共交通の充実**等により、持続可能な都市を目指す（『コンパクトシティ・プラス・ネットワーク』のまちづくり）



# 計画期間・計画区域

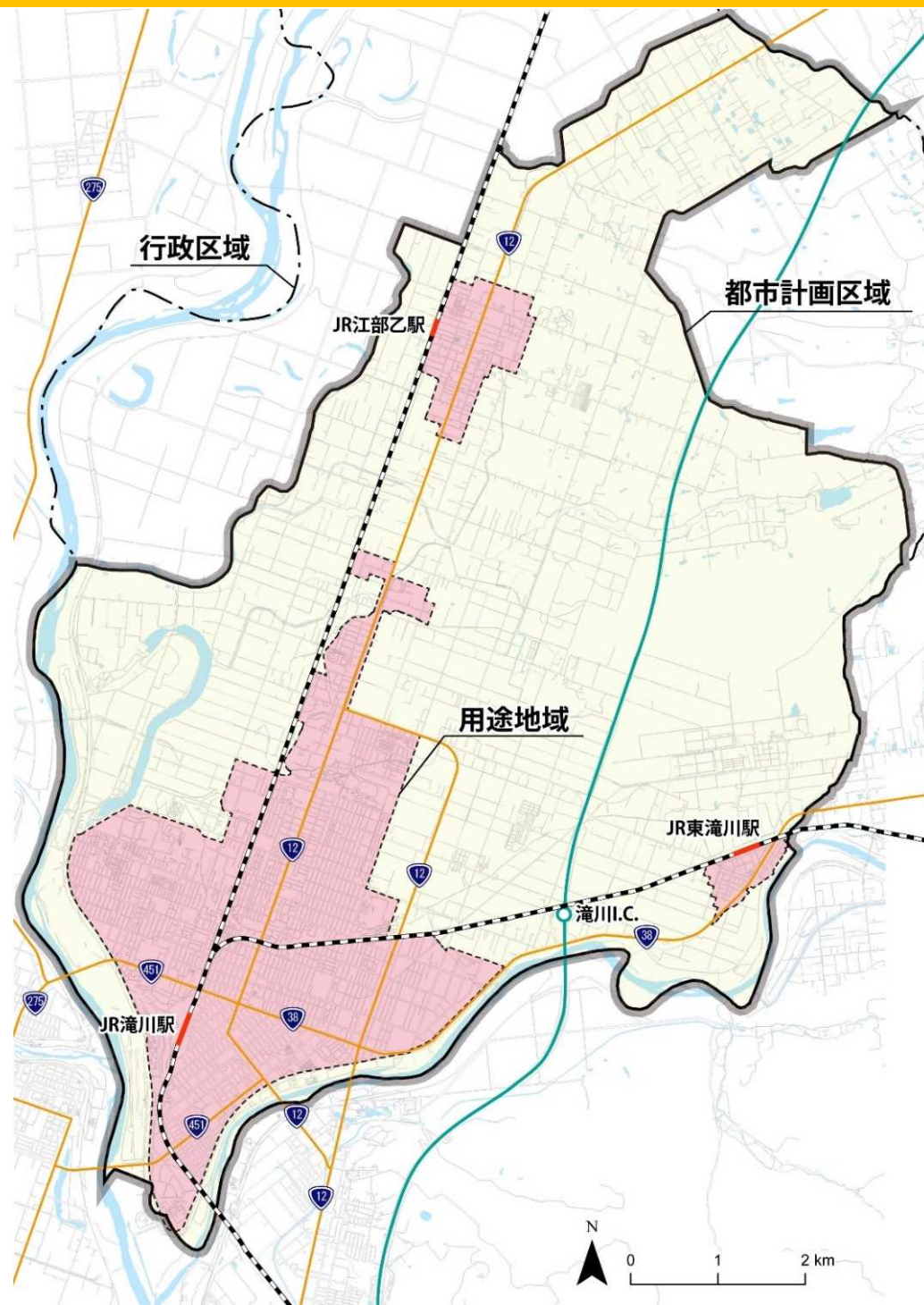
- 計画期間は、令和5年度（2023年度）～令和25年度（2043年度）の概ね20年間
- 計画区域は、都市計画区域全域
- 滝川市は、令和3年度から2か年において、計画策定に向けて作業を進める。

## 立地適正化計画の検討の進め方

1. 関連する計画や他部局の関係施策等の整理
2. 都市が抱える課題の分析及び解決すべき課題の抽出
3. まちづくりの方針(ターゲット)の検討
4. 目指すべき都市の骨格構造の検討
5. 課題解決のための施策・誘導方針(ストーリー)の検討
6. 誘導施設・誘導区域等の検討
7. 誘導施策の検討
8. 防災指針の検討
9. 定量的な目標値等の検討
10. 施策の達成状況に関する評価方法の検討

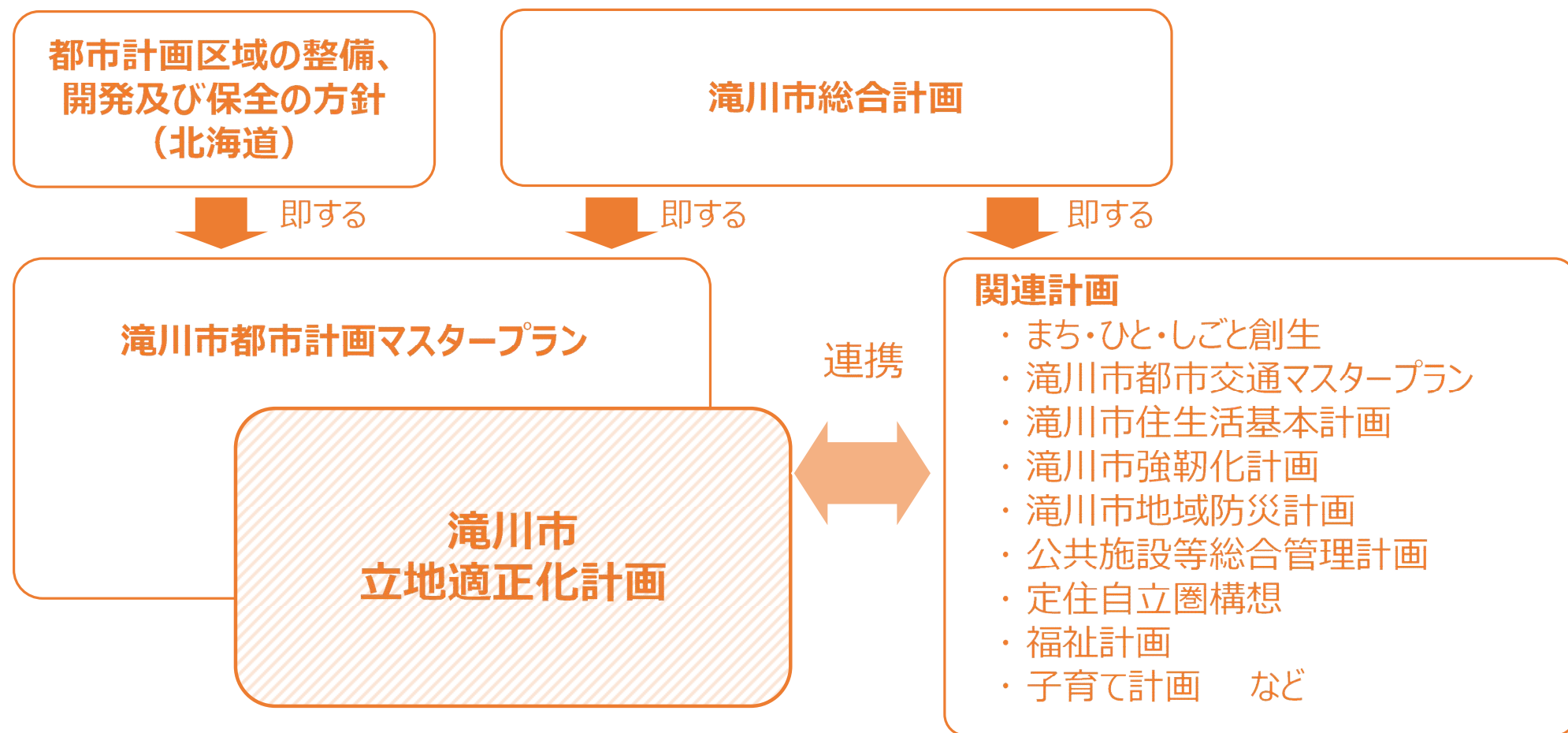
## 立地適正化計画素案の作成

- パブリックコメント・公聴会・ワークショップ等による住民意見の聴取
- 市町村都市計画審議会の意見聴取



# 計画の位置づけ

- 立地適正化計画は、**滝川市都市計画マスタープランの一部**に位置付けられる計画
- 立地適正化計画は、都市全体の観点から、居住機能や医療、福祉等の都市機能の立地、公共交通の充実等に関する包括的なマスタープランであるため、公共交通施策、商業施策、住宅施策、医療・福祉施策、農業施策など**多様な分野の計画との連携**を図る



# 届出制度について①

本計画を公表した日から、建築物の整備や一定規模以上の宅地開発をする際には市への届出が必要となります。

## 居住誘導区域外

### ○開発行為

- ① 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為
- ② 1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1000㎡以上のもの
- ③ 住宅以外で、人の居住の用に供する建築物として条例で定めたものの建築目的で行う開発行為  
(例えば、寄宿舍や有料老人ホーム等)

①の例示

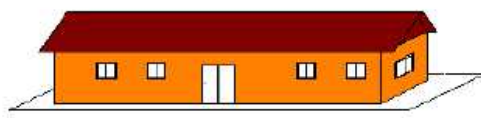
3戸の開発行為



②の例示

1,300㎡

1戸の開発行為



800㎡

2戸の開発行為



### ○建築等行為

- ① 3戸以上の住宅を新築しようとする場合
- ② 人の居住の用に供する建築物として条例で定めたものを新築しようとする場合  
(例えば、寄宿舍や有料老人ホーム等)
- ③ 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して住宅等(①、②)とする場合

①の例示

3戸の建築行為



1戸の建築行為



# 届出制度について②

## 都市機能誘導区域外の届出（整備）

（例）「図書館」を建築しようとする場合

立地適正化計画区域（都市計画区域）

居住誘導区域

都市機能誘導区域  
（「図書館」を誘導施設として設定）



※誘導施設に「図書館」を設定しているので都市機能誘導区域外にて整備しようとする際には届出が必要

## 都市機能誘導区域内の届出（休廃止）

（例）「病院」を休廃止しようとする場合

立地適正化計画区域（都市計画区域）

居住誘導区域

都市機能誘導区域  
（「病院」を誘導施設として設定）



※誘導施設に「病院」を設定しているので「休廃止」しようとする際には届出が必要